

議案第6号

加西市消防団員等公務災害補償条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市消防団員等公務災害補償条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成28年2月29日提出

加西市長 西村 和平

加西市消防団員等公務災害補償条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

(加西市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第1条 加西市消防団員等公務災害補償条例(昭和42年加西市条例第55号)の一部を次のように改正する。

第26条(見出しを含む。)中「異議申立」を「審査請求」に改める。

附則第4条第2項の表1の項中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項中「0.91(第1級又は第2級)」を「0.92(第1級)」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年加西市条例第85号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の加西市消防団員等公務災害補償条例附則第4条第2項及び第5項並びに第2条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

(審議資料)

地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 15 号）が平成 28 年 4 月 1 日から施行され、同一の事由により厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による年金たる給付が支給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率が変更されること及び行政不服審査法の施行に伴う所要の改正を行うもの。

【概 要】

損害補償の種類		併給される年金たる給付	調整率		
			現行	改正後	
①	傷病補償年金（特殊公務災害の場合を除く。）	障害厚生年金等	0.86	0.88	
	傷病補償年金（特殊公務災害の場合に限る。）		第 1 級の傷病等級	0.90	0.91
			第 2 級の傷病等級	0.90	0.92
			第 1 級・第 2 級以外の傷病等級	0.91	0.92
②	休業補償		0.86	0.88	

- ・「異議申立」を「審査請求」に改める。